

○美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日
美濃加茂市告示第62号

(目的)

第1条 この告示は、岐阜県が、清流の国ぎふ移住支援事業費補助金交付要綱に基づき、清流の国ぎふ移住支援事業の対象として選定した対象者に対して交付する補助金を財源とする美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することにより、岐阜県以外から本市への移住促進を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則(平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、転入とは、本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民登録することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件又は起業に関する要件を満たす者とする。

2 前項に規定する各要件は、別表に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、これまでに補助金又は美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金交付要綱(令和元年美濃加茂市告示第12号)若しくは美濃加茂市林業就業移住支援金交付要綱(令和3年美濃加茂市告示第48号)に規定する補助金の交付を受けている世帯には、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、30万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき5万円を加算した額)とする。ただし、1世帯当たり50万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第8条第1項に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金実施計画書(様式第1号)

(2) 別表に規定する移住等に関する要件を満たすことを証する書類

(3) 別表に規定する就職・起業等に関する要件を満たすことを証する次のいずれかの書類

ア 就業証明書(様式第2号)

- イ 法人登記又は個人事業の開業の届出をしていることが分かる書類
- (4) 別表に規定する世帯に関する要件を満たすことを証する書類
- (5) 本人確認書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第8条第1項の規定による期日は、補助金の交付申請をした日（以下「補助金の申請日」という。）の属する年度の1月末日とする。

（交付の条件）

第7条 市長が補助対象者に対して行う交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 自治会に加入をして、地域活性化に寄与すること。
- (2) 岐阜県又は本市が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等）をすること。

2 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、第4条の各要件及び前項の条件を確認する調査に応じること。

（実績報告）

第8条 規則第18条の規定による実績報告は、第6条の規定による交付の申請をもって行ったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第19条の補助金等確定通知書により交付すべき額が確定した旨を通知したときは、規則第11条の補助金等交付決定通知書を通知したものとみなす。

（返還請求）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。

ア 補助金の申請日から3年未満で市外へ転出したとき。

イ 補助金の申請日から1年以内に別表就業・起業等に関する要件のいずれも満たさなくなったとき（当該要件を満たさなくなった日後3月以内に、再度当該要件のいずれかを満たすこととなったときを除く。）。

ウ 本市内居住又は就業若しくは起業の実態がないことが明らかになったとき。

エ 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

オ その他返還が相当と認める事由があったとき。

(2) 半額の返還 補助対象者が補助金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出したとき。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

要件区分等	条件の該当	条件
移住等 に関する 要件	ア 移住元	次のことに該当すること。
	イ 移住先	①から④までの全てに該当すること。 ①令和5年4月2日以降に転入したこと。 ②申請時において、転入後1年以内であること。 ③本市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。 ④本市への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものであること。
	ウ その他	①から⑤までの全てに該当すること ①申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であり、かつ申請者を含む2人以上の世帯員を有すること。 ②市税等の滞納がないこと。 ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ④日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ⑤その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。
就職・ 起業等 に関する 要件	ア 就業	①から⑤までの全てに該当すること。 ①就業先が、岐阜県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であること（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、本市から通勤し、又は本市においてテレワークを行

		<p>うときを含む。)</p> <p>②令和5年6月22日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して1月以上在職していること。令和5年6月23日以降の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、申請時において当該法人等に在職していること。</p> <p>③岐阜県内に事業所を有する法人等に、申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること(県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、本市から通勤し、又は本市においてテレワークを行うときを含む。)</p> <p>④就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>⑤就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は反社会勢力と関係を有していないこと。</p>
イ 起業	①から④までの全てに該当すること。	<p>①岐阜県内で法人登記又は個人事業の開業の届出をしていること(岐阜県外で法人登記又は個人事業の開業の届出をしている場合に、岐阜県内に事業所変更を行ったときを含む。)</p> <p>②令和5年6月22日以前の転入者については、申請時において当該事業を1月以上継続していること。令和5年6月23日以降の転入者については、申請時において当該事業を実施していること。</p> <p>③起業する事業が、公序良俗に反する事業ではないこと。</p> <p>④起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に</p>

		規定する風俗営業等でないこと。
世帯に関する要件	申請者を含む2人以上の世帯員が、①及び②のいずれにも該当すること。	①移住元において、同一世帯に属していたこと。 ②申請時において、同一世帯に属していること。
	申請者と同一の世帯に属している者のいずれかが、①から③までの全てに該当すること。ただし、③については世帯員のいずれもが該当すること。	①令和5年4月2日以降に転入したこと。 ②申請時において、転入後1年以内であること。 ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
	18歳未満の世帯員を帯同する場合、次に該当すること。	申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満であること。